

第3期 定時株主総会招集ご通知

日時

2021年6月29日（火曜日）
午前10時（受付開始予定：午前9時）

場所

東京都港区浜松町二丁目3番1号
日本生命浜松町クレアタワー 5階
浜松町コンベンションホール メインホールA
会場が昨年と異なっておりますので、末尾の会場
ご案内図をご参照いただき、お間違えのないよう
にご注意ください。

目次

● 第3期定時株主総会招集ご通知	3
● 株主総会参考書類	8
● 事業報告	15
● 連結計算書類	41
● 計算書類	44
● 監査報告書	47

※株主総会ご出席株主様へのお土産の配布はございません。
ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

株式会社スペースバリューホールディングス

証券コード 1448

株主の皆様へのお願い

- 株主総会当日までの新型コロナウイルス感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、やむなく会場や開始時間などの株主総会の運営に大きな変更が生じる場合については、当社ウェブサイト (<https://www.svh.co.jp/>) にてお知らせいたしますので、発信情報をご確認いただきますようよろしくお願い申し上げます。
- 新型コロナウイルスの感染拡大防止および株主の皆様の安全の観点から、健康状態にかかわらず、極力、同封の議決権行使書またはインターネット等による事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場はお控えいただくようお願い申し上げます。
- 新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止のため、会場内では株主の皆様にも前後左右に一定の間隔を保つよう座席を設置し、受付後、運営スタッフの案内に従って、順次着席いただきます。来場者数により、この座席の間隔が維持できなくなりました場合は、株主の皆様の安全の観点から入場をお断りすることがございますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- 当日の株主総会の議事は、開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明についての省略および株主様からのご質問数または時間についての限定をさせていただく場合がございます。出席される株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。なお、次ページ記載の「事前質問受付のご案内」のとおり、株主の皆様より事前に質問を受付けたうえで、株主の皆様のご関心が高いと思われるご質問につきましては株主総会当日に一括して概要をご説明させていただく予定です。また、本株主総会で概要をご説明した事前質問および株主総会当日に会場で受付けたご質問につきましては、後日、質疑応答の要約を当社ウェブサイト (<https://www.svh.co.jp/>) に掲載させていただきます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた当社の取り組みに関する詳細事項につきましては、同封しております「当社第3期定時株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取り組みについて」または当社ウェブサイト (<https://www.svh.co.jp/>) をご確認ください。

事前質問受付のご案内

新型コロナウイルスの感染拡大防止および株主の皆様の安全の観点から、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願いしております。つきましては、本株主総会に関する報告事項および決議事項に関する事前質問をお受けいたします。

ご質問の受付につきましては、必要事項をご記載のうえ、以下のメールアドレス宛にメールのご送信をよろしくお願い申し上げます。

- 事前質問受付メールアドレス：soukai@svh.co.jp
- 必要事項
 - ① 株主名（法人の場合は、ご担当者様の部署名・氏名）
 - ② 株主番号
 - ③ 所有株式数
 - ④ ご質問内容

- 受付期限

2021年6月22日（火）午後5時45分まで

※事前にいただいたご質問に対しては、個別回答はいたしかねますのでご了承ください。

※事前にいただいたご質問の中で、株主の皆様のご関心が高いと思われるご質問につきましては、株主総会当日に一括して概要をご説明させていただく予定です。

※本株主総会で取り上げることに至らなかったご質問につきましては、今後の参考とさせていただきます。

※本株主総会で概要をご説明した事前質問および株主総会当日に会場で受付けたご質問につきましては、後日、質疑応答の要約を当社ウェブサイト（<https://www.svh.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(証券コード 1448)
2021年6月10日

株 主 各 位

石川県金沢市金石北三丁目16番10号
株式会社スペースバリューホールディングス
代表取締役社長CEO 森 岡 直 樹

第3期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第3期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、前記の「株主の皆様へのお願い」をご参照いただき、**株主様の健康状態にかかわらず、極力、同封の議決権行使書またはインターネット等による事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場はお控えいただくようお願い申し上げます。**

なお、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、5ページから7ページ記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、2021年6月28日（月曜日）午後5時45分までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日(火曜日)午前10時
(受付開始予定時刻 午前9時)
2. 場 所 東京都港区浜松町二丁目3番1号
日本生命浜松町クレアタワー 5階
浜松町コンベンションホール メインホールA
当社は、従来、株主総会を石川県金沢市の金沢本社会議室で開催してまいりましたが、当社グループ間の連携強化と経営効率の向上を図るため、東京都港区に本社機能を集約していることならびに株主様の所在地構成を考慮し、本年より株主総会の開催場所を変更することといたしました。
ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。
3. 目的事項
報告事項
1. 第3期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第3期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本定時株主総会招集ご通知に提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.svh.co.jp/>) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の提供書類には記載しておりません。
したがって、本定時株主総会招集ご通知提供書面に記載している連結計算書類および計算書類は、会計監査人または監査等委員会が会計監査報告または監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に 出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付
にご提出ください。

日 時

2021年6月29日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対
する賛否をご表示のうえ、ご返送くだ
さい。

行使期限

2021年6月28日（月曜日）
午後5時45分到着分まで



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページ以降の案内に従って、「プレ
ミアム優待倶楽部」または指定の「議
決権行使ウェブサイト」にアクセスい
ただき、行使期限までに議案の賛否を
ご入力ください。

行使期限

2021年6月28日（月曜日）
午後5時45分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 股

○○○○ 御中

××××年 ×月××日

印取後

1. _____
2. _____
3. _____
4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

ここに議案の賛否をご記入ください。

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

第1・3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

※書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効としてお取り扱いいたします。

※インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

※インターネットにより議決権行使をご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金等は、株主の皆様のご負担となります。

プレミアム優待倶楽部による議決権行使のご案内

スペースバリューホールディングス・プレミアム優待倶楽部内の特設サイトを通じて議決権行使にご参加いただくと、株主アクションポイントを贈呈いたします。

■議決権行使期間

2021年6月11日（金）午前9時～2021年6月28日（月）午後5時45分

■贈呈ポイント

100株～499株保有 500ポイント

500株以上保有 1,500ポイント

1. 会員登録

以下のURLから「スペースバリューホールディングス・プレミアム優待倶楽部」にアクセスのうえ、必要な情報をご入力いただき、会員登録をお願いいたします。

URL : <https://svh.premium-yutaiclub.jp/>



【新規会員登録に必要なユーザー情報】

■株主番号

株主様ご自身の株主番号をご入力ください。

※議決権行使書用紙の中央上部に記載がございます。

■郵便番号

2021年3月31日現在の株主名簿に登録された
郵便番号をご入力ください。

※仮登録完了メールが届きますので、必ず本登録を完了してください。

2. ログイン

スペースバリューホールディングス・プレミアム優待倶楽部に「ログイン」していただき、ポップアップ画面で「すぐに議決権行使する」を選択ください。

ログイン後の画面



3. 議決権行使

「第3期定時株主総会招集ご通知」から「議決権行使」のページに進み、賛否を選択してください。

【スペースバリューホールディングス・プレミアム優待倶楽部に関するお問合せ】

問合せ先：0120-302-716

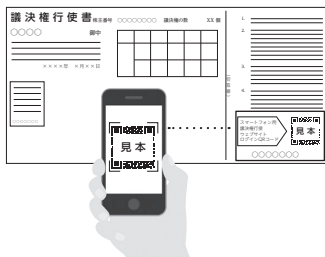
通話料無料／受付時間 午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

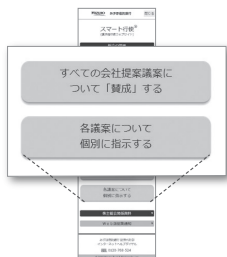
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は **1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

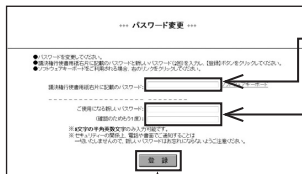
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 平日 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、財務状況や将来の事業展開等を総合的に勘案しつつ、安定した配当を継続して実施することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、かかる方針および当期の業績を総合的に勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

なお、当期の期末配当の原資は「その他資本剰余金」とすることを予定しております。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金15円
総額530,431,950円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月30日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

これまで当社は、中核事業会社を含め、グループ一丸となって経営体制の再構築に取り組んでおりますが、グループ経営体制の基盤が整いつつあることを踏まえ、今後は経営と執行の役割を明確化し、意思決定の迅速化を図ってまいります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

【取締役候補者一覧】

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	候補者属性	取締役会出席回数 (2021年3月期)
1	もり おか なお き 森 岡 直 樹	代表取締役社長CEO	再任	100% (17/17回)
2	すず き けい すけ 鈴 木 啓 介	常務取締役 グループ戦略 兼 グループ人事 管掌	再任	100% (17/17回)
3	きく ち じゅん や 菊 地 潤 也	コーポレート本部長 兼 グループ戦略 担当	再任	100% (17/17回)
4	みず の とし ひろ 水 野 聡 彦	管理本部長	再任	100% (17/17回)
5	しば た み すず 柴 田 美 鈴	社外取締役	再任 社外 独立	100% (12/12回) ※

※2020年6月30日の取締役就任以降、当事業年度に開催された取締役会の回数を記載しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数(株)
1	もり おか なお き 森 岡 直 樹 (1962年1月15日生) 再任	2005年4月 日成ビルド工業(株)入社 2005年5月 同社上席執行役員建材事業推進部長兼 営業企画部長 2006年4月 同社上席執行役員営業本部長兼 営業企画部長 2006年6月 同社取締役営業本部長兼営業企画部長 2009年4月 同社取締役メンテナンス本部長 2011年6月 同社常務取締役メンテナンス本部長 2012年4月 同社専務取締役 2016年4月 同社代表取締役副社長 2018年10月 当社取締役グループ営業管理本部長 日成ビルド工業(株)代表取締役社長 2019年4月 当社代表取締役社長CEO(現任) 日成ビルド工業(株)取締役会長	51,525
(取締役候補者とした理由) 当社代表取締役社長CEOとして当社グループの経営を担っております。高い誠実性と強い意志を有しており、グループの中核事業会社である日成ビルド工業(株)における豊富な職務経験を活かして当社グループの安定的な事業基盤の再構築と持続的成長を先頭に立って牽引する人物として不可欠であり、取締役選任をお願いするものであります。			
2	すず き けい すけ 鈴 木 啓 介 (1964年11月22日生) 再任	1987年4月 (株)第一勧業銀行入行(現(株)みずほ銀行) 2012年8月 同行神谷町支店長 2015年4月 同行新宿南口支店長 2017年6月 日成ビルド工業(株)上席執行役員 経営戦略本部部長 2018年10月 当社取締役管理本部長 日成ビルド工業(株)取締役人事本部長 2019年4月 当社常務取締役管理本部長 2019年8月 当社常務取締役企画管理本部長 2021年4月 当社常務取締役グループ戦略兼 グループ人事管掌(現任) 日成ビルド工業(株)取締役(現任)	3,150
(取締役候補者とした理由) 2017年に中核事業会社である日成ビルド工業(株)に入社後、人事制度改革や持株会社化に伴う体制構築を牽引して仕上げ、当社設立後は取締役に就任しコーポレートガバナンス改革やコンプライアンス体制構築、新中期計画策定等の陣頭指揮を執っております。金融機関で培った豊富な知識やマネジメント経験を有しており、グループの企画、管理部門全般の要として強固な当社グループ経営基盤の構築に不可欠な人物として、取締役選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式の数(株)
3	きく ち じゅん や 菊 地 潤 也 (1967年10月1日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">再任</div>	1992年10月 KPMGセンチュリー監査法人入所 (現EY新日本有限責任監査法人) 1996年4月 北斗監査法人入所 (現仰星監査法人) 2004年8月 税理士法人ウィン代表社員 (現税理士法人ウィン・コンサルティング) 2005年6月 日成ビルド工業(株)取締役 2010年3月 (株)日本エスコン取締役 2014年6月 友朋監査法人代表社員 2016年1月 日成ビルド工業(株)取締役経営戦略室担当 2016年9月 税理士法人ウィン・コンサルティング 社員 (現任) 2017年4月 日成ビルド工業(株)取締役管理本部担当 2018年10月 当社取締役内部統制本部長 日成ビルド工業(株)取締役 2019年5月 友朋監査法人社員 (現任) 2019年8月 当社取締役コーポレート本部長 2021年4月 当社取締役コーポレート本部長兼 グループ戦略担当 (現任)	20,950
(取締役候補者とした理由) 2005年に中核事業会社である日成ビルド工業(株)の取締役に就任後、公認会計士と税理士としての豊富な知識と経験から当社グループ経営における適切なリスク管理に貢献しております。当社設立後は常勤取締役としてグループ事業会社経営管理に加え、内部統制や連結経理、システム構築、IR部門等の多岐に亘る体制構築を牽引するなど、引き続き安定的な当社経営基盤の構築に不可欠な人物として、取締役選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式の数(株)
4	みずのとしひろ 水野聡彦 (1962年7月29日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">再任</div>	1986年4月 (株)住友銀行入行(現(株)三井住友銀行) 2011年10月 同行田無法人営業部部长 2014年4月 同行銀座エリア支店長 2016年5月 日成ビルド工業(株)上席執行役員 経営戦略室管掌 2017年4月 同社上席執行役員経営戦略本部長 2017年6月 同社取締役経営戦略本部長 2018年10月 当社取締役企画本部長 日成ビルド工業(株)取締役(現任) 2019年8月 当社取締役財務経理本部長兼開発事業 本部長 2020年10月 当社取締役財務本部長兼開発事業本部長 2021年4月 当社取締役管理本部長(現任)	7,990
(取締役候補者とした理由) 2016年に中核事業会社である日成ビルド工業(株)に入社後、M&A等によりグループ成長戦略を牽引し、当社設立後は財務部門や国内外開発部門を統括しております。金融機関で培った豊富な知識や職務経験を有しており、環境の変化に応じた開発事業の展開や安定的な資金調達に貢献しうる人物として不可欠であり、取締役選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数(株)
5	しば た み すず 柴 田 美 鈴 (1974年7月25日生) 再任 社外 独立	2000年10月 弁護士登録 米津合同法律事務所入所 2001年11月 NS総合法律事務所弁護士(現任) 2003年1月 アステラス製薬(株)社内治験審査委員会委員 2007年4月 法政大学法科大学院法務研究科兼任講師 2007年10月 金融庁監督局総務課信用機構対応室 課長補佐 2014年7月 特定非営利活動法人ジャパンハート クラブ監事(現任) 2017年4月 司法研修所民事弁護教官 2017年6月 デリカフーズホールディングス(株) 社外取締役(現任) 2020年6月 SOMPOホールディングス(株)社外取締役(現任) 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) NS総合法律事務所弁護士 デリカフーズホールディングス(株)社外取締役 SOMPOホールディングス(株)社外取締役	—
(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 弁護士としての幅広い知識と実績に加えて、当社以外の社外取締役について豊富な実績を有しており、引き続き業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場から重要事項の決定や経営に対する監督の役割を期待しうるものと判断し、社外取締役選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 柴田美鈴氏は、社外取締役候補者であります。なお、柴田美鈴氏につきましては、職業上使用している氏名を上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は小山美鈴氏であります。
3. 当社は柴田美鈴氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
4. 当社は柴田美鈴氏との間で、社外取締役として会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の会社の役員としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数(株)
しば た み すず 柴 田 美 鈴 (1974年7月25日生) 社外 独立	2000年10月 弁護士登録 米津合同法律事務所入所 2001年11月 NS 総合法律事務所弁護士 (現任) 2003年 1月 アステラス製薬(株)社内治験審査委員会委員 2007年 4月 法政大学法科大学院法務研究科兼任講師 2007年10月 金融庁監督局総務課信用機構対応室課長補佐 2014年 7月 特定非営利活動法人ジャパンハートクラブ 監事 (現任) 2017年 4月 司法研修所民事弁護教官 2017年 6月 デリカフーズホールディングス(株) 社外取締役 (現任) 2020年 6月 SOMPOホールディングス(株)社外取締役 (現任) 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) NS 総合法律事務所弁護士 デリカフーズホールディングス(株)社外取締役 SOMPOホールディングス(株)社外取締役	-

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 柴田美鈴氏は、社外取締役候補者であります。また、柴田美鈴氏は、職業上使用している氏名を上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は小山美鈴氏であります。
3. 柴田美鈴氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての幅広い知識と見識、実績に加えて、当社以外の社外取締役について豊富な実績を有しており、引き続き業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場から重要事項の決定や経営に対する監督の役割を期待しうるものと判断し、社外取締役候補者といいたしました。なお、柴田美鈴氏は、第2号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員以外の取締役に就任する予定ですが、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合、監査等委員以外の取締役に辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定であります。
4. 柴田美鈴氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が補欠の監査等委員である取締役として選任が承認され、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠き監査等委員である取締役に就任した場合は、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以 上

(提供書面)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による経済活動の停滞から持ち直しの動きが見られたものの、依然として感染が収束せず、先行きの不透明な状況が続きました。

建設業界におきましては、同ウイルス感染症拡大の影響下において、公共工事は底堅く推移いたしましたが、民間工事は弱含む展開となりました。

このような状況のなか、当社グループは2023年3月期を最終年度とする3カ年の中期経営計画（2020年4月～2023年3月）（以下、「本計画」といいます。）を策定し、新たなスタートを切りました。本計画では、当社の本業であるシステム建築事業をコア事業に据え、システム建築の持つ「省力化」「安定したコスト」「短工期」という特徴を発揮し、当社の得意とする2,000㎡未満の建築市場においてシェア拡大を目指すとともに、土地活用事業、総合建設事業および駐車場事業とのシナジー創出により、それぞれの事業の成長を目指してまいります。

当社は、本計画に基づき、グループ戦略およびそれを支える重点施策の推進にグループ一丸となって取り組んでまいりました。本計画においてグループ戦略の一つに掲げているPPP/PFI事業では、2,000㎡未満の建築市場においてシステム建築の特徴を発揮できる分野に集中するとともに、グループ事業間で連携しコスト面や利便性において付加価値を高めることでグループ全体の利益に貢献できるよう同事業への取り組み強化に努めてまいりました。また、2020年10月にホテル開発用地（京都市）の譲渡を完了するなど、本計画の重点施策に基づき、財務体質の健全化に向けて本業とはかかわりの薄い資産の整理を推し進めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績につきましては、売上高は77,510百万円（前期比90.7%、7,970百万円減）となりました。損益面につきましては、売上高の減少に加えて、総合建設事業の一部案件において追加工事が発生したことを受け、工事損失引当金を計上したことにより売上総利益は減少、人員の適正配置に伴う人件費の増加や内部管理体制の維持・強化にかかる費用等の計上による販売費・一般管理費の増加により、営業利益は14百万円（前期比0.6%、2,468百万円減）、経常利益は732百万円（前期比25.7%、2,122百万円減）となりました。また、ホテル開発用地（京都市）の譲渡に伴う固定資産売却益の計上があったものの、駐車場機器等の固定資産の減損損失を計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益は329百万円（前期比33.0%、668百万円減）となりました。

セグメント別の概要は、次のとおりであります。

(システム建築事業)

システム建築事業につきましては、販売事業では事務所の建築は堅調に推移いたしましたが、工場、倉庫、店舗の建築が低調に推移したことから売上高は29,221百万円（前期比91.5%、2,704百万円減）に留まりました。レンタル事業では、学校施設の耐震化等に伴う仮設校舎の建築が減少したものの、公共施設の大規模改修工事が貢献し、売上高は13,829百万円（前期比105.7%、744百万円増）となりました。

これらの結果、同事業全体の売上高は43,051百万円（前期比95.6%、1,959百万円減）となりました。

(立体駐車場事業)

立体駐車場事業につきましては、販売事業では主にホテルやテナント等の商業施設関係の立体駐車場の建設が減少したことから、売上高は6,992百万円（前期比83.7%、1,360百万円減）に留まりました。メンテナンス事業ではリニューアル工事が減少した結果、売上高は2,124百万円（前期比86.1%、343百万円減）に留まりました。また、駐車場運営・管理事業では、国内は2021年3月末において駐車場403件4,255台（73台純減）および駐輪場76件12,906台（805台純減）、海外は2021年3月末において駐車場290件123,164台（7,328台純減）となった結果、売上高は4,259百万円（前期比84.7%、766百万円減）となりました。

これらの結果、同事業全体の売上高は13,375百万円（前期比84.4%、2,470百万円減）となりました。

(総合建設事業)

総合建設事業につきましては、マンションの大規模修繕工事や土木工事が堅調に推移したものの、鉄道工事や建築工事が減少したことにより、売上高は17,967百万円（前期比84.8%、3,213百万円減）となりました。

(開発事業)

開発事業につきましては、大手コンビニエンスストアやドラッグストア開発の推進による賃料収入の積み上げに加えて、開発物件の一部譲渡により、売上高は2,165百万円（前期比104.7%、96百万円増）となりました。

(ファシリティマネジメント事業)

ファシリティマネジメント事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う商業施設の清掃業務が低調に推移したことにより、売上高は950百万円（前期比69.2%、423百万円減）に留まりました。

事業区分別の受注高および売上高

事業区分	前連結会計年度 繰越受注高	当連結会計年度 受注高	当連結会計年度 売上高	翌連結会計年度 繰越受注高
	百万円	百万円	百万円	百万円
システム建築事業	21,942	44,181	43,051	23,216
立体駐車場事業	6,660	8,999	13,375	7,576
総合建設事業	12,592	16,763	17,967	11,389
開発事業	—	—	2,165	—
ファシリティ マネジメント事業	—	—	950	—
合計	41,196	69,944	77,510	42,182

(注) 受注生産を行っていない立体駐車場事業のメンテナンス事業の定期点検および駐車場運営・管理事業、開発事業ならびにファシリティマネジメント事業については、受注高に含めておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は2,187百万円であり、その主なものは、レンタル事業における建築用部材の新規投入668百万円や立体駐車場事業における駐車場運営設備の取得687百万円、生産設備の取得213百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における当社グループの所要資金として、自己資金および金融機関からの借入金により調達いたしました。

(2) 直前3連結会計年度の財産および損益の状況

区 分	第 58 期 (2018年3月期)	第 1 期 (2019年3月期)	第 2 期 (2020年3月期)	第 3 期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
受 注 高(百万円)	71,981	84,818	63,542	69,944
売 上 高(百万円)	76,691	85,666	85,481	77,510
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	2,484	238	997	329
1 株当たり当期純利益 (円)	70.91	6.80	28.39	9.36
総 資 産(百万円)	81,474	90,152	79,307	79,175
純 資 産(百万円)	30,084	27,155	24,558	25,895
1 株当たり純資産 (円)	825.61	738.63	696.62	734.38

- (注) 1. 受注生産を行っていない立体駐車場事業のメンテナンス事業の定期点検および駐車場運営・管理事業、開発事業ならびにファシリティマネジメント事業については、受注高に含めておりません。
2. 参考として、日成ビルド工業株式会社の第58期の連結会計年度における数値を記載しております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
日成ビルド工業株式会社	14,502百万円	100%	システム建築およびユニットハウスの製造・販売・レンタル等 立体駐車場の製造・販売およびメンテナンス等
株式会社システムハウスアールアンドシー	1,436	100	システム建築およびユニットハウスの製造・販売・レンタル等
株 式 会 社 N B 建 設	490	100	建築工事・土木工事・鉄道工事の請負およびリニューアル
株式会社NB建設北関東	50	100	建築工事・土木工事の請負およびリニューアル
株式会社NBパーキング	30	100	駐車場・駐輪場の運営・管理
株式会社NBインベストメント	30	100	不動産の開発、売買および賃貸 不動産に関するコンサルティング
株式会社NBマネジメント	285	100	建築物および関連施設の総合管理、メンテナンス等
アーバン・スタッフ株式会社	30	100	建築・土木工事の設計、施工、管理および請負、太陽光発電事業および太陽光発電所建設工事

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
NISSEI BUILD ASIA PTE.LTD.	S G D63,781,576	100%	立体駐車場の販売・施工および駐車場の運営・管理
P-PARKING INTERNATIONAL PTE LTD	S G D4,000,000	100	駐車場の運営・管理
SPACE VALUE (THAILAND) CO.,LTD.	T H B 15,000,000	49	立体駐車場の製造・販売およびメンテナンス等
EXCELLENCE PARKING SOLUTION SDN.BHD.	M Y R 100,000	49	駐車場の運営・管理

- (注) 1. 当社の議決権比率には、間接保有分を含んでおります。
2. 日成ビルド工業株式会社は、2020年9月29日付で増資を行い、資本金が増加しております。
3. 合同会社スペースバリューA号および株式会社スペースバリューホテルディベロップメントは、2021年3月30日付で清算結了したため、重要な子会社から除外しております。
4. NISSEI ABSA CO.,LTDは、重要性が低下したため重要な子会社から除外しております。
5. 当事業年度における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	日成ビルド工業株式会社
特定完全子会社の住所	石川県金沢市金石北三丁目16番10号
当社および当社の完全子会社における 特定完全子会社の株式の帳簿価額	18,444百万円
当社の総資産額	43,696百万円

(4) 対処すべき課題

今後の我が国経済の見通しにつきましては、引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大が経済へ及ぼす影響について懸念される一方で、同ウイルス感染症のワクチン普及等による経済の正常化に向けた動きが期待されます。それに伴い、建設業界におきましても、民間設備投資意欲の抑制懸念が軽減されるなど、建設需要の回復が期待されます。また、当社は、システム建築市場は年5%程度の水準で成長していると認識しており、同市場の成長は今後も継続するものと見込んでおります。

このような状況の中、当社は引き続き中期経営計画（2020年4月～2023年3月）に基づき、成長を見込むシステム建築市場において、2,000㎡未満の領域でシェア拡大を目指すため、グループ戦略および重点施策を着実に推進し、当社グループの持続的な成長と更なる企業価値の向上にグループ一丸となって取り組んでまいります。

① コーポレートガバナンスの強化

当社グループは、過去において発生した会計不祥事案を受け、新たな経営体制のもと、コーポレートガバナンス改革の推進、内部統制の再整備、内部監査機能の強化等が重要な課題であると認識しております。

当社グループといたしましては、再発防止策に対する意識や取り組みを、時間の経過とともに風化させることなく、当社グループの価値観として定着させ、全役職員へ浸透するよう、今後更なる取り組みを行ってまいります。

また、2020年6月30日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社へと移行し、監査・監督機能を充実させ、より一層のコーポレートガバナンスの充実を図ってまいります。

加えて、経営諮問委員会の設置により、取締役の選解任および報酬決定プロセスについての客観性・透明性を高めるとともに、取締役会の実効性について、各取締役へのヒアリング等を通じて分析・評価を行っております。

② コンプライアンス・リスク管理体制の強化

当社グループは、コンプライアンス・リスク管理体制の強化が非常に重要な課題であると認識しております。そのためにコンプライアンス・リスク管理体制を再構築するとともに役員・幹部向け研修ならびにEラーニングその他の手法を用いた体系的教育を実施しております。

加えて、コンプライアンス委員会およびリスク管理委員会を設置し、コンプライアンス・リスク管理の実効性を確保するとともに、取締役会、監査等委員会、内部監査室および会計監査人とも連携し、コンプライアンス・リスク管理体制の強化に取り組んでおります。

③ システム管理体制の強化

当社グループは、2020年8月12日に提出した内部統制報告書において、財務報告に係る内部統制の不備が財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。その内容は、(1) 当社の連結子会社である日成ビルド工業株式会社において、期末日に基幹システム上で棚卸資産の除却処理に係るバッチ処理が適切に行われる前に会計システムに入力されてしまった結果、財務諸表に計上された棚卸資産にその除却処理が反映されずに残存したうえ、棚卸資産の除却処理が会計システムに適切に反映されたか否かについて事後的に確認する統制がなかった点、および(2) 当社および連結子会社におけるシステムのアクセス権の設定およびそのモニタリングについての不備に関する点でありました。

上記については、当事業年度末においては全て改善を完了しておりますが、今後同種の事象が再発しないよう、引き続き対処すべき課題として留意していく所存でございます。

④ 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、当事業年度において単体で2期連続して経常損失であることから、一部の金融機関と締結しているタームローン契約の財務制限条項に抵触することとなりました。

しかしながら、翌期の資金繰り計画において、仮に当該借入金を返済したとしても、資金状況は安定的に推移する見通しです。また、翌期の資金繰り計画では考慮していない未使用の資金調達枠が現段階で90億円あることから、資金繰りの重要な懸念はありません。

なお、本事業報告作成の日現在において当該シンジケートローン投資家による財務制限条項抵触を許容する同意手続きが完了しております。

以上により、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社は持株会社として、子会社等の経営管理およびそれに附帯または関連する業務を行っております。

また、当社グループは、システム建築事業、立体駐車場事業、総合建設事業、開発事業およびファシリティマネジメント事業を主たる業務としております。

主な製品、サービス等は、次のとおりであります。

事業区分	主要製品等
システム建築事業	事業用施設建物：プレハブ建築・システム建築・ユニット建築・一般建築（事務所、店舗、工場、倉庫、アパート、公共施設等） 建材（高断熱外壁パネル、高断熱屋根パネル等） ※販売だけでなく、プレハブ建築製品のレンタルも行っております。
立体駐車場事業	機械式駐車場：タワー式駐車場、2段式駐車場、多段式駐車場 自走式駐車場 立体駐車場の点検・保守およびリニューアル 無人時間貸駐車場・駐輪場の運営および管理
総合建設事業	鉄道工事（鉄道関連施設建設工事、軌道工事、駅前開発等） 土木工事（インフラストラクチャー等） 建築工事（マンション・ホテル建築、福祉・医療施設、商業施設、注文住宅等） リニューアル工事（大規模修繕・耐震補強工事、設備改修工事、ビル内外装改修工事等）
開発事業	不動産の開発、売買および賃貸 不動産に関するコンサルティング
ファシリティマネジメント事業	建築物および設備の清掃、保守、管理およびコンサルティング

(6) 主要な営業所および工場 (2021年3月31日現在)

① 当社

金	沢	本	社	石川県金沢市金石北三丁目16番10号
東	京	本	社	東京都港区芝三丁目4番12号

② 主要な子会社

日成ビルド工業株式会社	石川県金沢市金石北三丁目16番10号
株式会社システムハウスアールアンドシー	東京都品川区東大井二丁目13番8号
株式会社NB建設	神奈川県横浜市神奈川区栄町5番地1
株式会社NB建設北関東	埼玉県加須市南篠崎2400番2号
株式会社NBパーキング	東京都港区芝三丁目4番12号
株式会社NBインベストメント	東京都港区芝三丁目4番12号
株式会社NBマネジメント	東京都港区芝三丁目4番12号
アーバン・スタッフ株式会社	栃木県宇都宮市中岡本町2569番18号
NISSEI BUILD ASIA PTE.LTD.	シンガポール共和国
P-PARKING INTERNATIONAL PTE LTD	シンガポール共和国
SPACE VALUE (THAILAND) CO.,LTD.	タイ王国
EXCELLENCE PARKING SOLUTION SDN.BHD.	マレーシア

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,372名	8名減

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
33名	3名増	46.6歳	1.3年

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
	百万円
株式会社三井住友銀行	6,662
株式会社みずほ銀行	6,390
株式会社北陸銀行	3,013
株式会社北國銀行	2,914
農林中央金庫	3,915

2. 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- | | |
|-----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 60,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 35,556,584株 |
| (3) 株主数 | 7,856名 |
| (4) 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
ASLEAD STRATEGIC VALUE FUND	3,117	8.81
株式会社森岡インターナショナル	2,275	6.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,031	5.74
ASLEAD GROWTH IMPACT FUND	1,422	4.02
NOMURA SINGAPORE LIMITED CUSTOMER SEGREGATED A/CFJ-1309	1,409	3.98
株式会社北陸銀行	1,342	3.79
株式会社北國銀行	1,303	3.68
立花証券株式会社	1,158	3.27
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,063	3.00
日本生命保険相互会社	976	2.76

(注) 持株比率は、自己株式 (194,454株) を控除して計算しております。なお、株式給付信託が保有する当社株式 (200,508株) は自己株式に含めておりません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2021年3月31日現在）

名称	発行日	新株予約権の数	目的となる株式の数	1株当たり権利行使価額	新株予約権の行使可能期間
第1回新株予約権	2018年10月1日	35個	17,500株	1円	2018年10月1日から2041年8月28日まで
第2回新株予約権	2018年10月1日	99個	49,500株	1円	2018年10月1日から2042年7月19日まで
第1回新株予約権 （従業員用）	2018年10月1日	30個	15,000株	402円	2018年10月1日から2023年4月8日まで
第3回新株予約権	2018年10月1日	70個	35,000株	1円	2018年10月1日から2043年7月11日まで
第2回新株予約権 （従業員用）	2018年10月1日	61個	30,500株	524円	2018年10月1日から2024年4月28日まで
第4回新株予約権	2018年10月1日	37個	18,500株	1円	2018年10月1日から2044年7月13日まで
第3回新株予約権 （従業員用）	2018年10月1日	110個	55,000株	780円	2018年10月1日から2025年4月24日まで
第5回新株予約権	2018年10月1日	38個	19,000株	1円	2018年10月1日から2045年7月12日まで
第4回新株予約権 （従業員用）	2018年10月1日	66個	33,000株	984円	2018年10月1日から2026年4月25日まで
第5回新株予約権 （従業員用）	2018年10月1日	88個	44,000株	1,306円	2019年5月12日から2027年5月11日まで
第6回新株予約権 （従業員用）	2018年10月1日	356個	35,600株	1,263円	2020年5月11日から2028年5月10日まで

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式であります。
2. 新株予約権の払込金額は、新株予約権と引換えに払い込みは要しないものとします。

(2) 当社取締役が保有する新株予約権の状況 (2021年3月31日現在)

取締役 (監査等委員および社外取締役を除く) の新株予約権の保有状況

名 称	保有者数	保有数	目的となる株式の数	権利行使についての条件
第2回新株予約権	1名	14個	7,000株	(注)
第3回新株予約権	1名	10個	5,000株	
第4回新株予約権	1名	5個	2,500株	
第5回新株予約権	1名	5個	2,500株	

- (注) 1. 新株予約権者は、当社の取締役 (社外取締役を除く) の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでの日に限り、一括して新株予約権を行使できるものとします。
2. 上記のほか、株式移転による当社の設立に伴う、消滅前の日成ビルド工業株式会社が発行した新株予約権付与時において、第6回新株予約権 (従業員用) として、当社取締役1名に対し日成ビルド工業株式会社の取締役就任前に付与された新株予約権7個 (7,000株) があります。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長CEO	森 岡 直 樹	
常務取締役	鈴木 啓 介	企画管理本部長
取締役	菊 地 潤 也	コーポレート本部長
取締役	水 野 聡 彦	財務本部長兼開発事業本部長
取締役	上 田 秀 樹	日成ビルド工業(株)代表取締役社長
取締役	中 堀 雅 臣	(株)システムハウスアールアンドシー代表取締役社長
社外取締役	妹 尾 喜 三 郎	
社外取締役	柴 田 美 鈴	NS 総合法律事務所弁護士 デリカフーズホールディングス(株)社外取締役 SOMPOホールディングス(株)社外取締役
取締役 (常勤監査等委員)	黒 澤 均	
社外取締役 (監査等委員)	紙 野 愛 健	紙野公認会計士事務所所長 青山アクセス税理士法人代表社員 (株)NO.1 社外監査役
社外取締役 (監査等委員)	樋 渡 利 美	エネルギープロダクト(株)社外監査役 弁護士法人本田正幸国際法律事務所弁護士

- (注) 1. 当社は、2020年6月30日開催の第2期定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行いたしました。これに伴い、黒澤均氏、荒川勝治氏および妹尾喜三郎氏は任期満了により監査役を退任いたしました。
2. 黒澤均氏、紙野愛健氏および樋渡利美氏は、2020年6月30日開催の第2期定時株主総会において、監査等委員である取締役に新たに選任され、就任いたしました。
3. 監査等委員会が監査・監督機能を十分に発揮するためには、日常的な情報収集、内部監査その他部門との連携が必要であることから、黒澤均氏を常勤の監査等委員に選定しております。
4. 常勤監査等委員である取締役 黒澤均氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査等委員である取締役 紙野愛健氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 社外取締役 柴田美鈴氏および監査等委員である取締役 樋渡利美氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務および法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当社は社外取締役 妹尾喜三郎氏および柴田美鈴氏ならびに監査等委員である取締役 紙野愛健氏および樋渡利美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員としてそれぞれ指定し、同取引所にそれぞれ届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下、決定方針）を経営諮問委員会へ諮問し、2021年3月12日開催の取締役会において同委員会より答申を受け、決議しております。

決定方針の内容は次のとおりです。

【基本方針】

- ・ 報酬は、優秀な人材の獲得、保持が可能となる水準とする。
- ・ 担うべき役割・機能に応じて設定される固定の月額報酬により堅実な経営を促すと同時に、業績および個人評価に連動する役員賞与ならびに業績に連動する株式報酬により、攻めの経営の動機付けおよび株主との利害の一致を図る。
- ・ 種類ごとの割合については、前項の考え方と整合する範囲とする。

【報酬体系】

- ・ 取締役の報酬は月額報酬の他、役員賞与および株式報酬により構成される。
- ・ 上記取締役のうち、非常勤取締役の報酬については、月額報酬と株式報酬により構成される。
- ・ 上記取締役のうち、社外取締役および監査等委員である取締役の報酬については、原則として月額報酬のみにより構成される。

【報酬の種類および内容】

報酬の種類	報酬の内容	
固定報酬	月額報酬	株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、取締役への役割期待、会社への貢献度、上場企業における役員報酬水準などを総合的に勘案し、監査等委員でない取締役の報酬は、経営諮問委員会の答申を経て、取締役会において決定する。なお、各取締役の月額報酬の具体的内容について、取締役会決議に基づき、代表取締役社長CEOに委任することができ、委任を受けた代表取締役社長CEOは、経営諮問委員会の答申に従って決定しなければならない。また、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会で協議し決定する。
業績連動報酬	役員賞与	株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、単年度の連結経常利益達成率を指標とした全社業績及び個人評価により支給額が変動する仕組みとし、経営諮問委員会が定める役員賞与運用内規に基づき、経営諮問委員会にて審議を経た原案を取締役に答申し、取締役会において決定する。なお、各取締役の役員賞与の配分に関する具体的内容について、取締役会決議に基づき、代表取締役社長CEOに委任することができ、委任を受けた代表取締役社長CEOは、経営諮問委員会の答申に従って決定しなければならない。なお、社外取締役、非常勤取締役および監査等委員である取締役については、役員賞与は支給しない。
業績連動報酬 株式報酬	役員株式給付信託 (在任型)	株主総会の決議で許容される範囲内において、毎年6月30日現在における受給予定者に対して、前年4月から当年3月までの期間における役務の対価として、同日に当該期間における連結経常利益達成率を指標とした全社業績及び役位に応じたポイントを付与し、ポイント付与から3年を経過する日に給付内容が確定する仕組みとし、ポイント付与数については、取締役会が定める役員株式給付規程（在任時給付型）に基づき付与される。なお、社外取締役および監査等委員である取締役については、株式報酬は支給しない。
株式報酬	役員株式給付信託 (退任型)	株式報酬について、退任型の株式報酬は、株主総会の決議で許容される範囲内において、毎年6月30日現在における受給予定者に対して、前年7月からポイント付与日までの期間における役務の対価として、同日に役位に応じたポイントを付与し、役員の退任日に給付を受ける権利を取得する仕組みとし、ポイント付与数に関しては、取締役会が定める役員株式給付規程（退任時給付型）に基づき付与される。

【種類ごとの割合】

基本方針に基づき、経営諮問委員会において、役員報酬に関する事項について取締役会に対し答申を行うに際しては、種類別の報酬割合が当該基本方針に沿った構成となるかどうかをも考慮して審議する。

なお、上記を踏まえた当事業年度における取締役の「固定報酬」：「業績連動報酬」：「株式報酬」の割合は、概ね70%：15%：15%である。

【交付の時期】

報酬の種類	支給時期	
固定報酬	月額報酬	毎月最終営業日
業績連動報酬	役員賞与	都度決定
業績連動報酬 株式報酬	役員株式給付信託 (在任型)	毎年6月30日または退任日もしくは必要と判断した日にポイント付与を行い、ポイント付与から3年を経過した日が属する月の翌月25日に給付する。
株式報酬	役員株式給付信託 (退任型)	毎年6月30日または退任日もしくは必要と判断した日にポイント付与を行い、退任日の属する月の翌月25日に給付する。

【上記のほか報酬等の決定に関する事項】

報酬の決定プロセスにおいては、経営諮問委員会の適切な関与を受け、公平かつ公正に報酬を決定する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	163 (14)	108 (14)	24 (-)	30 (-)	10 (4)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	23 (12)	23 (12)	- (-)	- (-)	3 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (1)	4 (1)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	191 (28)	136 (28)	24 (-)	30 (-)	16 (8)

- (注) 1. 上記には、2020年6月30日開催の第2期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した社外監査役1名を含んでおります。なお、当社は2020年6月30日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
- ・業績連動報酬等には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額24百万円（取締役4名（社外取締役、非常勤取締役および監査等委員である取締役を除く。））が含まれております。
 - ・非金銭報酬等には、業績連動報酬および株式報酬の性質をもつ役員株式給付信託（在任型）に係る当事業年度における役員株式給付引当金の繰入額15百万円（取締役5名（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。））および株式報酬の性質をもつ役員株式給付信託（退任型）に係る当事業年度における役員株式給付引当金の繰入額15百万円（取締役5名（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。））が含まれております。
4. 取締役会は、代表取締役社長CEO 森岡直樹氏に対し、当社グループを取り巻く環境や経営状況等を理解したうえで、各取締役の担当職務の遂行状況や職責に関する評価を行うには代表取締役社長CEOが最も適していると判断し、各取締役の月額報酬の額および役員賞与の配分に関する具体的内容の決定について委任しております。委任された内容の決定にあたっては、報酬水準の妥当性および業績評価の透明性を確保する観点から、経営諮問委員会の答申に基づき決定されております。
5. 当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたり、経営諮問委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行ったうえで答申を行っているため、取締役会といたしましても当該答申内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第1期定時株主総会において、年額300百万円以内（うち、社外取締役年額20百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は2名）です。上記報酬等のほか、取締役（社外取締役を除く。）に対しては、株式報酬制度「株式給付信託」を導入しており、2019年6月27日開催の第1期定時株主総会において、上記報酬等限度額とは別枠で決議いただいております。監査役の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第1期定時株主総会において、年額22百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

また、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く。以下「取締役」という。）の報酬限度額は、2020年6月30日開催の第2期定時株主総会において、年額300百万円以内（うち、社外取締役年額30百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は2名）です。上記報酬等のほか、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対しては、株式報酬制度「株式給付信託」を導入しており、2020年6月30日開催の第2期定時株主総会において、上記報酬等限度額とは別枠で決議いただいております。監査等委員の報酬限度額は、2020年6月30日開催の第2期定時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員の員数は3名（うち、社外取締役は2名）です。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

社外取締役 柴田美鈴氏は、N S 総合法律事務所の弁護士、デリカフーズホールディングス(株)社外取締役およびSOMPOホールディングス(株)社外取締役であります。当社とN S 総合法律事務所、デリカフーズホールディングス(株)およびSOMPOホールディングス(株)との間に特別の関係はありません。

社外取締役(監査等委員) 紙野愛健氏は、紙野公認会計士事務所所長、青山アクセス税理士法人代表社員、(株)NO.1社外監査役およびエネルギープロダクト(株)社外監査役であります。当社と紙野公認会計士事務所、青山アクセス税理士法人、(株)NO.1およびエネルギープロダクト(株)との間に特別の関係はありません。

社外取締役(監査等委員) 樋渡利美氏は、弁護士法人本田正幸国際法律事務所の弁護士であります。当社と弁護士法人本田正幸国際法律事務所との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況および 社外取締役に関する役割について行った職務の概要
社外取締役	妹尾喜三郎	当事業年度に開催された取締役会17回のうち、監査役として5回、取締役として12回に、また、監査役会2回の全てに出席いたしました。 取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。監査役会において、監査役職務の執行に関する事項について適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役	柴田美鈴	2020年6月30日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。 主に弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	紙野愛健	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査等委員会12回の全てに出席いたしました。 主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。監査等委員会において、当社の会計全般ならびに内部監査について適宜、助言・提言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	樋渡利美	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に、また、監査等委員会12回の全てに出席いたしました。 主に弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制ならびに内部監査について適宜、助言・提言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が7回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 PwC京都監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	100 百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	190

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、一部の海外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、PwC京都監査法人に対して、内部統制強化に係る助言業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨およびその解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制運用状況

I. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、2018年10月1日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システムに関する基本方針（業務の適正を確保するための体制）」を決議いたしました。

なお、当社は2020年6月30日付で監査等委員会設置会社へ移行しております。それに伴い、2020年6月30日開催の取締役会にて内容を一部改定しております。改定後の内容につきましては、以下のとおりであります。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は、当社および当社の関係会社（以下「当社グループ」という。）における企業倫理の遵守および企業の社会的責任を果たすため、「企業行動憲章」を制定し、当社グループ役員に周知徹底を図ります。
 - ② 当社は、当社グループにおけるコンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図るため、「コンプライアンス規程」をグループ共通規程として制定しております。
 - ③ 取締役社長CEOは、コンプライアンス担当取締役を任命して、当社グループ全体にわたるコンプライアンス管理体制を確立し、その維持および改善を図るものとします。
 - ④ 当社は、グループ全体におけるコンプライアンスの運用状況を把握し、コンプライアンス違反を未然に防止するため、取締役会の諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置しております。
 - ⑤ グループ各社におけるコンプライアンス統括責任者は、各社の社長としております。
 - ⑥ 当社は、コンプライアンス経営を有効に機能させるため、グループ全体を対象として、通常の報告経路から独立した内部通報のしくみを設けております。
 - ⑦ 当社グループは、反社会的勢力に対する対応を「反社会的勢力等との関係遮断に関する規程」に明示し、反社会的勢力との取引関係その他一切の関わりを持たず、徹底的に排除いたします。
- (2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社は、取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時開催いたします。社外取締役の参加により、経営の透明性および健全性の維持に努めております。また、「取締役会規則」を定め、取締役会が決定すべき事項を明確化しております。
 - ② 当社は、取締役の職務執行が効率的かつ適正に行われるよう「職務権限規程」等の社内規程を定めております。
 - ③ 当社は、取締役会の実効性の評価、取締役の選解任、報酬について検討する経営諮問委員会を設置しております。
 - ④ 当社は、グループ会社の取締役の選解任や幹部職員候補者への育成計画等の諮問機関としてグループ人事委員会を設置しております。
- (3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」に基づき、適切に保存し管理しております。

- (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 当社は、当社グループにおけるリスクの軽減および防止ならびに会社損失の最小化を図るため、「リスク管理規程」をグループ共通規程として制定しております。
 - ② 取締役社長ＣＥＯは、リスク管理担当取締役を任命して、当社グループ全体にわたるリスク管理体制を確立し、その維持および改善を図っております。
 - ③ 当社は、リスク管理の当社グループへの推進およびリスク管理に必要な情報の共有化を図るため、取締役会の諮問機関としてリスク管理委員会を設置しております。
 - ④ グループ各社におけるリスク管理責任者は、各社の社長としております。
- (5) 当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、グループ経営の適正かつ効率的な運営のため、「関係会社管理規程」を制定しております。
 - ② 当社は、必要に応じて、グループ各社に取締役および監査役を派遣いたします。
 - ③ 内部監査室および内部統制部は、連携して当社グループにおける経営の合理化および効率化ならびに業務の適正な遂行について、その維持および改善を図っております。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項ならびに当該取締役および使用人の他の取締役からの独立性に関する事項およびその当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会から求めがあった場合、その職務を補助すべき使用人を置くことができます。
 - ② 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、当該業務の遂行にあたり取締役から指揮命令を受けないものとします。
- (7) 当社グループの取締役および使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査等委員会は、取締役会、経営会議に付議または報告される事項のほか、次の事項につき取締役、内部監査室または使用人から定期的または臨時に報告を受けます。
 - ・ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき
 - ・ 内部監査室が実施した内部監査の結果
 - ・ その他監査等委員会が必要と定めた事項
 - ② 当社は、前記に関する報告を行ったことを理由として当社グループ役職員は不利な取扱いを受けないことを周知しております。
- (8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員会は、当社グループの重要な会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な文書を閲覧することができます。
 - ② 監査等委員会は、監査の実施にあたり必要あるときは、弁護士等の外部専門家を活用することができます。なお、その費用は当社が負担するものとします。

- (9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員がその職務の執行について費用等を請求したときは、監査等委員の職務執行に明らかに必要でないと認められた場合を除き、速やかにその費用を処理するものとします。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法、そのほか適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行います。
- ② 当社の各部門およびグループ各社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めます。

II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、当社の基本方針に沿った適正な業務の遂行とあわせて、2019年4月に公表した第三者委員会の調査結果を踏まえて策定された再発防止策にある施策の定着を推し進め、当社グループ役職員のコンプライアンス意識向上に引き続き取り組んでまいりました。

以上のほか、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役は重要なグループ会社の取締役を兼任し、当該グループ会社の取締役会等の重要な会議に毎月出席することにより法令等の適合性および業務の適正性等を把握するとともに、その状況を当社の取締役会、経営会議等にて報告を行いました。
また、再発防止策の「ガバナンス改革」の観点から設けられた施策についての運用を進めてまいりました。
 - ・経営諮問委員会による取締役会の実効性の評価、取締役の選解任、報酬についての協議、検討の実施。
 - ・当社取締役就任した重要なグループ会社の取締役出席のもとでの当社取締役会の開催。
 - ・グループ人事委員会によるグループ各社の取締役の選解任や幹部職員候補者への育成計画等の協議、検討の実施。
- ② 当社の監査等委員会は、当社の取締役会、内部監査室および会計監査人との情報交換など相互に連携を図りました。また、監査等委員会は当社の取締役会のほか、経営会議等の重要な会議に出席し、当社の取締役の業務の執行状況等の監視・監督を行いました。
- ③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社および重要なグループ会社の内部監査を行うとともに、顕在化し事象に対しては、重点的な監査を行い、当社の取締役会および監査等委員会等に報告を行いました。
- ④ 当社の使用人の法令等の遵守や企業倫理の遵守を推進するため、コンプライアンス委員会が多面的に協議・検討を行いました。
また、再発防止策の「コンプライアンス体制の再構築・体系的教育」実現のため、当社グループ役職員に対するコンプライアンス意識向上のためEラーニング等を活用した研修を継続的に行いました。

- ⑤ 内部通報制度に基づき、法務コンプライアンス担当・常勤監査等委員・外部弁護士への直接の報告・相談ルート(ホットライン)を社内、社外向けに設置し、通報ならびに違反行為発覚時には、迅速かつ適切な対応を行いました。
- ⑥ 当社グループの適正かつ効率的な経営実施のため「関係会社管理規程」に基づき、グループ各社を指導等により密接な関係性の維持、構築に努めてまいりました。
- ⑦ リスク管理委員会は、顕在化したリスクへの対応検討とあわせ、当社グループにおける管理すべき重要なリスクを認識し、当該重要なリスクに対して継続的な協議、検討を行いました。
- ⑧ 当社の財務報告の信頼性確保のため、会計方針検討委員会が当社の各部門およびグループ各社から収集された情報に基づき適正な会計方針および会計処理の協議、検討を行いました。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	39,809	流 動 負 債	37,814
現金預金	6,654	支払手形・工事未払金等	14,567
受取手形・完成工事未収入金	20,965	短期借入金	9,144
レンタル未収入金	6,560	1年内返済予定の長期借入金	3,737
販売用不動産	1,654	リース債務	647
仕掛販売用不動産	255	未払法人税等	694
未成工事支出金	1,580	未成工事受入金	1,364
その他のたな卸資産	750	レンタル前受収益	2,001
その他	1,555	工事損失引当金	1,087
貸倒引当金	△167	完成工事補償引当金	368
		役員賞与引当金	59
固 定 資 産	39,366	株主優待引当金	689
有 形 固 定 資 産	21,904	その他	22
レンタル用建物	2,774	固 定 負 債	15,465
建物・構築物	5,591	長期借入金	10,460
機械、運搬具及び工具器具備品	3,556	リース債務	1,135
土地	8,318	繰延税金負債	1,205
リース資産	1,416	役員退職慰労引当金	45
建設仮勘定	246	役員株式給付引当金	106
無 形 固 定 資 産	4,347	退職給付に係る負債	1,891
のれん	2,819	その他	620
その他	1,527	負 債 合 計	53,279
投 資 其 他 の 資 産	13,113	純 資 産 の 部	
投資有価証券	11,164	株 主 資 本	22,081
繰延税金資産	444	資 本 金	7,000
その他	1,911	資 本 剰 余 金	1,774
貸倒引当金	△406	利 益 剰 余 金	13,687
資 産 合 計	79,175	自 己 株 式	△380
		その他の包括利益累計額	3,740
		その他有価証券評価差額金	3,784
		為替換算調整勘定	18
		退職給付に係る調整累計額	△62
		新株予約権	73
		純 資 産 合 計	25,895
		負 債 純 資 産 合 計	79,175

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上		77,510
売上		67,274
販売費及び一般管理費		10,236
営業外収益		10,221
営業外費用		14
受賃仕助そ	18	
受賃仕助そ	453	
受賃仕助そ	32	
受賃仕助そ	17	
受賃仕助そ	300	
受賃仕助そ	263	1,086
受賃仕助そ	180	
受賃仕助そ	16	
受賃仕助そ	33	
受賃仕助そ	80	
受賃仕助そ	59	369
特別利益		732
特別損失		
特別利益	737	
特別損失	1	739
特別利益	58	
特別損失	79	
特別利益	546	
特別損失	0	685
税金等調整前当期純利益		786
法人税、住民税及び事業税	671	
法人税、住民税及び事業税	△214	457
当期純利益		328
非親会社株主に帰属する当期純利益		0
非親会社株主に帰属する当期純利益		329

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	7,000	2,337	13,358	△428	22,267
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当		△529			△529
親会社株主に帰属する 当期純利益			329		329
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△33		48	15
連結範囲の変動			0		0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△563	329	48	△186
当 期 末 残 高	7,000	1,774	13,687	△380	22,081

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新株予約権	非 株 持	支 配 主 分	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 値 評 価 差 額	為 替 換 算 定 額	退 職 給 付 累 計	そ の 他 の 利 益 累 計				
当 期 首 残 高	2,504	△200	△99	2,204	83		2	24,558
連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当								△529
親会社株主に帰属する 当期純利益								329
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								15
連結範囲の変動								0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	1,280	219	36	1,535	△9		△2	1,523
連結会計年度中の変動額合計	1,280	219	36	1,535	△9		△2	1,337
当 期 末 残 高	3,784	18	△62	3,740	73		-	25,895

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	9,906	流 動 負 債	18,146
現金預金	5,349	短期借入金	9,000
未収入金	52	関係会社短期借入金	5,920
関係会社短期貸付金	4,469	1年内返済予定の長期借入金	2,759
その他	223	未払金	338
貸倒引当金	△188	未払費用	13
固 定 資 産	33,789	未払法人税等	2
有 形 固 定 資 産	4	未払消費税	17
工具器具備品	4	賞与引当金	26
無 形 固 定 資 産	13	役員賞与引当金	24
商標権	3	株主優待引当金	22
ソフトウェア	9	その他	20
投資その他の資産	33,771	固 定 負 債	9,568
関係会社株式	33,771	長期借入金	9,450
関係会社長期貸付金	658	役員株式給付引当金	106
貸倒引当金	△658	退職給付引当金	10
資 産 合 計	43,696	負 債 合 計	27,714
		純 資 産 の 部	
		株主資本	15,907
		資本金	7,000
		資本剰余金	11,109
		資本準備金	1,145
		その他資本剰余金	9,964
		利益剰余金	△1,928
		その他利益剰余金	△1,928
		繰越利益剰余金	△1,928
		自己株式	△273
		新株予約権	73
		純 資 産 合 計	15,981
		負 債 純 資 産 合 計	43,696

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	1,655
営業費用	1,712
営業外収益	56
受取利息	73
為替差益	20
その他	9
営業外費用	103
支払利息	127
貸倒引当金繰入額	167
シンジケートローン手数料	33
その他	1
経常損失	328
特別利益	280
新株予約権戻入益	1
特別損失	1
子会社株式評価損	288
その他	0
税引前当期純損失	289
法人税、住民税及び事業税	569
当期純損失	2
	571

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 計		
当 期 首 残 高	7,000	1,092	10,553	11,645	△1,356	△1,356	△294	16,994
事業年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当		52	△582	△529				△529
当 期 純 損 失					△571	△571		△571
自 己 株 式 の 取 得							△0	△0
自 己 株 式 の 処 分			△6	△6			21	15
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)								
事業年度中の変動額合計	-	52	△589	△536	△571	△571	21	△1,086
当 期 末 残 高	7,000	1,145	9,964	11,109	△1,928	△1,928	△273	15,907

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	83	17,077
事業年度中の変動額		
剰 余 金 の 配 当		△529
当 期 純 損 失		△571
自 己 株 式 の 取 得		△0
自 己 株 式 の 処 分		15
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	△9	△9
事業年度中の変動額合計	△9	△1,096
当 期 末 残 高	73	15,981

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年6月7日

株式会社スペースバリューホールディングス
取締役会 御中

PwC 京都監査法人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 若 山 聡 満 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 高 田 佳 和 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社スペースバリューホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スペースバリューホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年6月7日

株式会社スペースバリューホールディングス
取締役会御中

PwC京都監査法人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 若 山 聡 満 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 高 田 佳 和 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スペースバリューホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第3期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 P w C 京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 P w C 京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年6月7日

株式会社スペースバリューホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 黒澤 均 ㊟

監査等委員 紙野 愛健 ㊟

監査等委員 樋渡 利美 ㊟

(注) 監査等委員 紙野愛健及び樋渡利美は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

メ

モ

The page contains 18 horizontal dashed lines spaced evenly down the page, providing a guide for writing practice. The lines are parallel and extend across the width of the page.

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区浜松町二丁目3番1号

日本生命浜松町クリアタワー 5階

浜松町コンベンションホール メインホールA



- 〈交通〉 ■ JR山手線・京浜東北線／東京モノレール
浜松町駅 北口より 徒歩約2分
- 都営浅草線・大江戸線
大門駅 B5番出口より 直結